

千葉市監査基準

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 一般基準（第2条—第8条）
- 第3章 実施基準（第9条—第21条）
- 第4章 報告基準（第22条—第26条）
- 第5章 雜則（第27条）

附 則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この基準は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）

第198条の3第1項及び第198条の4第1項の規定に基づき、法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為の適切かつ有効な実施を図るための基本事項を定めるものとする。

第2章 一般基準

(監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為の目的)

第2条 監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為は、本市の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的とする。

2 監査委員は、この基準に従い公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行する。それによって自ら入手した証拠に基づき意見等を形成し、結果に関する報告等を決定し、これを議会及び市長等に提出する。

(監査等の範囲及び目的)

第3条 監査、検査、審査その他の行為のうち、この基準における監査等は次に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。

- (1) 財務監査（法第199条第1項） 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。
- (2) 行政監査（法第199条第2項） 事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。

- (3) 財政援助団体等監査（法第199条第7項）　補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること。
- (4) 決算審査（法第233条第2項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項）　決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること。
- (5) 例月現金出納検査（法第235条の2第1項）　会計管理者等（地方公営企業においては管理者）の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること。
- (6) 基金運用状況審査（法第241条第5項）　基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査すること。
- (7) 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項）　健全化判断比率（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項）及び資金不足比率（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第2項）並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること。
- (8) 内部統制評価報告書審査（法第150条第5項）　市長が作成した内部統制評価報告書について、市長による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか審査すること。

2 法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為（監査等を除く。）については、法令の規定に基づき、かつ、この基準の趣旨に鑑み、実施するものとする。

（倫理規範）

第4条 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に、かつ、この基準にのっとりその職務を遂行するものとする。

2 監査委員は、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、正当な注

意を払ってその職務を遂行するものとする。

- 3 監査委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(専門性)

第5条 監査委員は、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持及び確保するため研さん努めるものとする。

- 2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務がこの基準にのっとり遂行されるよう、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研さんに努めさせるものとする。

(質の管理)

第6条 監査委員は、この基準にのっとり、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するために必要な品質管理の方針と手続を定めるものとする。

- 2 監査委員は、前項の品質管理の方針と手続に従い、監査等が適切に実施されていることを定期的に評価するものとする。
- 3 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員等に対して、適切に指揮及び監督を行うものとする。
- 4 監査委員は、第9条第2項に規定する監査等の計画、監査等の内容、判断の過程、証拠及び結果その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書等として作成し、保存するものとする。

(指導的機能の発揮)

第7条 監査委員は、第2条第1項の目的を果たすため、監査等の対象組織に対し、適切に指導的機能を発揮するものとする。

(情報管理)

第8条 監査委員は、監査等において入手し、又は作成した情報が外部に流出しないように情報管理を徹底するものとする。

第3章 実施基準

(監査等の実施方針及び計画の策定)

第9条 監査委員は、本市を取り巻く内外の環境、リスク（組織目的の達成を阻

害する要因をいう。以下同じ。)、過去の監査結果、監査結果に対する措置の状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査等の方向性や重点項目等の実施方針を策定するものとする。この場合において、環境等の変化に応じて、適宜、これを見直すものとする。

- 2 監査委員は、前項の実施方針に基づき、監査等を効果的、効率的に実施することができるよう、監査年間計画及び実施計画（以下「監査等の計画」という。）を策定するものとする。
- 3 監査委員は、監査年間計画の策定に当たり、リスクの内容及び程度、過去の監査結果、過去の監査の結果に対する措置の状況、監査資源等を総合的に勘案した上で、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 監査等の種類及び対象
 - (2) 監査等の対象別実施時期
 - (3) 監査等の実施体制
 - (4) その他必要と認める事項
- 4 監査委員は、実施計画の策定に当たり、必要に応じて監査等の対象に係るリスクの内容及び程度を検討した上で、その程度に応じて体系的に次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 監査等の種類
 - (2) 監査等の対象
 - (3) 監査等の着眼点
 - (4) 監査等の主な実施手続
 - (5) 監査等の実施場所及び日程
 - (6) 監査等の実施体制
 - (7) その他監査等の実施上必要と認める事項

（監査等の計画の変更）

第10条 監査委員は、監査等の計画の前提として把握した事象や環境等が変化した場合又は監査等の実施過程で、事前のリスク評価に重大な影響を与えるような新たな事実を発見した場合には、必要に応じて、監査等の計画を変更するものとする。

（実施方針及び監査年間計画の公表）

第11条 監査委員は、第9条第1項の規定による実施方針の策定（同項後段の

規定による見直しを含む。) 又は同条第2項の規定による監査年間計画の策定(第10条の規定による監査年間計画の変更を含む。)を行ったときは、当該実施方針又は当該監査年間計画を速やかに公表するものとする。

(リスクの識別と対応)

第12条 監査委員は、監査等(内部統制評価報告書審査を除く。本条、次条第2項並びに第23条第3項及び第4項において同じ。)の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、監査等を実施するものとする。

(内部統制に依拠した監査等)

第13条 前条のリスクの内容及び程度の検討に当たっては、内部統制の整備状況及び運用状況について情報を集め、判断するものとする。

2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。

(監査等の実施手続)

第14条 監査委員は、必要な監査等の証拠を効率的かつ効果的に入手するため、監査等の計画に基づき、実施すべき監査等の手続を選択し、実施するものとする。

(監査等の証拠入手)

第15条 監査委員は、監査等の結果を形成するため、必要な監査等の証拠入手するものとする。

2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して必要な監査等の証拠入手するものとする。

(事前通知)

第16条 監査委員は、監査等を実施するに当たり、市長等に対し、あらかじめ、監査等の種類、対象、日程等を通知するものとする。ただし、緊急を要する場合又はその必要がないと認められる場合は、この限りでない。

(事務事業の概況についての説明)

第17条 監査委員は、監査等を実施するに当たり、対象部局等の長に対し、その対象となる事務事業の概況についての説明を求めるものとする。ただし、緊急を要する場合又はその必要がないと認められる場合は、この限りでない。

(監査等の手法の選択等)

第18条 監査委員は、監査等の実施に当たり、効果的かつ効率的に十分かつ適切な監査等の証拠を入手するため、実査、立会、確認、証憑突合、帳簿突合、計算突合、分析的手続、質問、観察、閲覧等の手法について、得られる証拠力の強弱及びその容易性を勘案して、適宜、これらを組み合わせること等により、最も合理的かつ効果的となるよう選択の上、実施すべき監査等の手続として適用するものとする。

(各種の監査等の有機的な連携及び調整)

第19条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

(監査専門委員、外部監査人等との連携)

第20条 監査委員は、必要に応じて監査専門委員を選任し、必要な事項を調査させることができる。

2 監査委員は、監査等の実施に当たり、効率的かつ効果的に実施することができるよう、監査専門委員、外部監査人等との連携を図るものとする。

(講評の実施及び弁明、見解等の聴取)

第21条 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定しようとするときは、あらかじめ、対象部局等の長に対し講評を行い、これに対する弁明、見解等を聴取するものとする。

第4章 報告基準

(監査等の結果に関する報告等の作成及び提出)

第22条 監査委員は、財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係る監査の結果に関する報告を作成し、議会、市長及び関係のある委員会又は委員に提出するものとする。

2 監査委員は、前項の監査の結果に関する報告については、当該報告に添えてその意見（法第199条第10項）を提出することができるとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告（法第199条第11項）することができる。

3 監査委員は、例月現金出納検査の結果に関する報告を作成し、議会及び市長に提出するものとする。

4 監査委員は、決算審査、基金運用状況審査、健全化判断比率等審査及び内部統制評価報告書審査を終了したときは、意見を市長に提出するものとする。

5 監査委員は、監査等の結果に関する報告等の提出等に当たり、住民が理解しやすいように平易かつ簡潔明瞭な表現とするよう努めるものとする。

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

第23条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) この基準に準拠している旨
- (2) 監査等の種類
- (3) 監査等の対象
- (4) 監査等の着眼点
- (5) 監査等の主な実施内容
- (6) 監査等の実施場所及び日程
- (7) 監査等の結果

2 前項第7号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) 財務監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにして、その組織及び運営の合理化に努めていること。
- (2) 行政監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにして、その組織及び運営の合理化に努めていること。
- (3) 財政援助団体等監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること。
- (4) 決算審査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であること。
- (5) 例月現金出納検査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり検査した限りにおいて、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われていること。

- (6) 基金運用状況審査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、市長から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること。
- (7) 健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であること。
- (8) 内部統制評価報告書審査 市長が作成した内部統制評価報告書について、監査委員が確認した内部統制の整備状況及び運用状況、評価に係る資料並びに監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為によって得られた知見に基づき、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという観点から検証を行い審査した限りにおいて、内部統制評価報告書の評価手続及び評価結果に係る記載は相当であること。
- 3 第1項第7号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。
- 4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の過程で明らかとなつた当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。
- 5 監査委員は、内部統制評価報告書審査においては、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されていないと考えられる場合及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われていないと考えられる場合は、その内容を記載するものとする。

(監査委員の合議)

第24条 監査等のうち、次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告（財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係るものに限る。以下同じ。）の決定
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見（法第199条第10項）の決定
- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の決定
- (4) 決算審査に係る意見（法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項）の決定

- (5) 基金運用状況審査に係る意見の決定
- (6) 健全化判断比率等審査に係る意見の決定
- (7) 内部統制評価報告書審査に係る意見の決定

2 監査委員は、前項第1号の決定について、監査委員の意見が一致しないことにより、合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会、市長及び関係のある委員会又は委員に提出するとともに、速やかに公表するものとする。

(監査の結果に関する報告等の公表)

第25条 監査委員は、次に掲げる事項を監査委員全員（除斥その他の事由により監査等を実施しなかった監査委員を除く。）の連名で速やかに公表するものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告の内容
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の内容
- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容

(措置状況の公表等)

第26条 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から措置の内容の通知を受けた場合は、当該措置の内容を速やかに公表するものとする。

2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めるものとする。

第5章 雜則

(公表の方法)

第27条 第11条、第24条第2項、第25条及び第26条第1項の公表は、千葉市公告式条例（昭和25年千葉市条例第29号）の例により行うものとする。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。